

### <3 水害は防げる>

#### 3-3 鬼怒川水害の裁判で分かったその他の問題

3-3-2 治水経済調査マニュアル(案)は大問題。費用対効果をバブルのごとく膨らませるだけ。(2)

#### (3) 湯西川ダムの費用対効果はやはり異常。

湯西川ダム建設事業(平成22年8月3日)の費用対効果の内容を見て感じたことは、バブルが弾けるほど膨らんだ被害額になっていると思います。詳細の部分が分からないので心ある専門家の方、一度確認して頂けないでしょうか。私が理解できる範囲でこれから説明します。

湯西川ダム建設事業(平成22年8月3日)の資料は

[https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000015467.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000015467.pdf)

を参照ください。

湯西川ダム建築事業の資料の121頁に鬼怒川の5ブロックの分、122頁に利根川の4ブロックの分の年平均被害軽減期待額が記載されてます。これを基準に50年間の費用対効果が算出されています。

問題の一つは鬼怒川流域での軽減期待額は22億5千万円に対し、利根川流域分は225億8千万円です。鬼怒川が守谷市で利根川に合流した後の、利根川流域の取手市・我孫子市・印西市・成田市・稲敷市・潮来市・神栖市・銚子市などで洪水が発生した被害額が、 $225.81 / 248.31 = 90.93\%$ と鬼怒川の堤防からの被害額は9%です。このような内容の被害額で湯西川ダムの平成22年の再評価は費用便益(B/C)=4.3と報告されてます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000015466.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000015466.pdf)

#### 7. 洪水調節及び河川の水量確保に係る費用便益比

総費用 (C)	1,531億円
総便益 (B)	6,575億円
①洪水調節	5,749億円
②河川の水量確保	780億円
③残存価値	46億円
■費用便益比	B/C=4.3

※アンケート結果による支払意思額に12ヶ月および観光客にあっては人数、治川住民にあっては世帯数を乗じ、河川の水量確保に係る便益を算定。洪水調節に係る便益及び河川の水量確保に係る便益に、評価期間(50年)を考慮し、残存価値を付加して総便益(B)を算定。  
 ※評価期間に対し、社会的割引率(4%)を用いて現在価値化を行い算定。  
 ※残存価値は、評価対象期間終了時点における施設や土地が有している価値を計上。  
 ※河川の水量確保に関する便益に身替り建設費を用いた場合の費用効果は4.6である。

前回(H19)の便益算定と今回(H22)の違い

前回	B/C=1.5	今回	B/C=4.3
<b>総便益(B) 2,015億円</b> <b>洪水調節</b> ・昭和22年9月洪水規模の1洪水による氾濫計算から年平均被害軽減額を算出。 ・湯西川ダムの効果量比(寄与率)で年被害軽減額を間接的に算出。 B=1,414億円 <b>河川の流量確保に係る便益</b> ・直接受益を受ける川治温泉の他に、ダムサイトのある旧栗山村の観光客入れ込み客数をカウント ・WTPは他ダム(下久保、相俣ダム)のCVM調査の結果を使用。 ・不特定用水の補給に関する便益は、「利水経済調査要綱(案)活用マニュアル」により算出。 B=555億円 <b>残存価値</b> ・ダム供用開始後の施設価値として計上。 B=46億円		<b>総便益(B) 6,575億円</b> <b>洪水調節</b> ・鬼怒川における代表的な4洪水を選定し、それぞれの洪水について氾濫計算を行い、その平均値から年平均被害軽減額を算出。 ・湯西川ダム有り・なしで直接的に算定 B=5,749億円 <b>河川の流量確保に係る便益</b> ・直接受益のある川治温泉、鬼怒川温泉の観光客の入れ込み客数を重複を除いてカウント ・WTPは湯西川ダムの効果を受益のある男鹿川、鬼怒川で実施したCVM調査から算出。 ・不特定用水の便益の算定方法は、確定したものがないことから、今回は算定していない。 B=780億円 <b>残存価値</b> ・ダム供用開始後の施設価値として計上。 B=46億円	
<b>総費用(C) 1,531億円</b> <b>治水(公共)に係る費用</b> ・建設費と維持管理費を計上。 ・維持管理費は、既設3ダム(五十嵐ダム、川俣ダム、川治ダム)の平均。		<b>総費用(C) 1,531億円</b> <b>治水(公共)に係る費用</b> ・建設費と維持管理費を計上。 ・維持管理費は、既設3ダム(五十嵐ダム、川俣ダム、川治ダム)の他に統合管理費(鬼怒川ダム統管)を考慮した、3ダムの平均。	

#### 前回(H19)の便益算定と今回(H22)の違い

前回	B/C=1.5	今回	B/C=4.3
<b>総便益(B) 2,015億円</b> <b>洪水調節</b> ・昭和22年9月洪水規模の1洪水による氾濫計算から年平均被害軽減額を算出。 ・湯西川ダムの効果量比(寄与率)で年被害軽減額を間接的に算出。 B=1,414億円 <b>河川の流量確保に係る便益</b> ・直接受益を受ける川治温泉の他に、ダムサイトのある旧栗山村の観光客入れ込み客数をカウント ・WTPは他ダム(下久保、相俣ダム)のCVM調査の結果を使用。 ・不特定用水の補給に関する便益は、「利水経済調査要綱(案)活用マニュアル」により算出。 B=555億円		<b>総便益(B) 6,575億円</b> <b>洪水調節</b> ・鬼怒川における代表的な4洪水を選定し、それぞれの洪水について氾濫計算を行い、その平均値から年平均被害軽減額を算出。 ・湯西川ダム有り・なしで直接的に算定 B=5,749億円 <b>河川の流量確保に係る便益</b> ・直接受益のある川治温泉、鬼怒川温泉の観光客の入れ込み客数を重複を除いてカウント ・WTPは湯西川ダムの効果を受益のある男鹿川、鬼怒川で実施したCVM調査から算出。 ・不特定用水の便益の算定方法は、確定したものがないことから、今回は算定していない。 B=780億円	

単純計算では無いと思いますが、①洪水調節の5,749億円が、鬼怒川流域だけになると、①洪水調節は523億円(単純計算)。総便益(B)は1,358億円。費用便益(B/C)は0.89に。

更に、鬼怒川分の被害も決壊が発生する現況堤防からにすれば、下方の表の黄色の部分は消えて、①洪水調節は115億円(単純計算)。費用便益(B/C)は【4.3】から【0.6】になってしまいます。

### 年平均被害低減期待額【鬼怒川】現況堤防

様式-4

水系名：利根川 河川名：鬼怒川

流量規模	超過確率	被害額			④ 区間平均 被害額	⑤ 区間確率	④×⑤ 均被害額 均被害額	年平均被害額の 累計=変平均 被害軽減期待額
		① 事業を 実施しない 場合	② 事業を 実施した 場合	③=①-② 軽減額				
1/3	0.333	0	0	0	0	0.133	0	0
1/5	0.200	0	0	0	0	0.100	0	0
1/10	0.100	0	0	0	0	0.067	0	0
1/30	0.033	0	0	0	0	0.013	0	0
1/50	0.020	95,063	70,153	24,910	12,455	0.013	162	162
1/100	0.010	214,606	172,266	42,340	33,625	0.010	336	498

(単位:百万円)

湯西川ダム建設事業(平成22年8月3日)の資料の121頁

問題の二つ目は、H19の①洪水調節は1414億円。それがH22(3年後)には5749億円。3年間で何が変わったのでしょうか。前提が異なると、3年で費用対効果が4335億円増え、4倍になりました。

こんな治水経済調査マニュアル(案)は本当に大丈夫なのでしょうか。公共工事(国交省の河川関係)の実施可否をこのマニュアル(案)で決めて、本当に良いのでしょうか。無駄な公共工事になってませんか。

問題の三つ目は、この治水経済調査マニュアル(案)は、東京大学・京都大学、他の大学の教授7名が参加した、平成21年から13回も開催続けている『河川事業の評価手法に関する研究会』から作成されたものです。その結果がこのようなバブルがはじけ飛ぶようなマニュアル(案)を作っていたことです。

#### このことが裁判においても問題に。東京高裁の裁判官が

『治水経済調査マニュアル(案)は、…「河川事業の評価手法に関する研究会」による検討の結果を踏まえて作成されたものであるが、…上記研究会は工学や河川堤防の決壊のメカニズムとその対策を含む学識経験者等によって構成されている。』と、このマニュアル(案)で作成したスライドダウンによる河川計画は学識経験者が参加し作成したものだから格別不合理ではない。につながっているからです。

裁判官に訴えたい。誰(堤防や工学の学識経験者)が作ったかでは無く、何を目的に作ったかです。費用対効果のために作ったもので、河川改修計画に使うために作成したものではありません。

問題はまだまだあります。治水経済調査マニュアル(案)は何年経っても【案】です。平成11年6月に作成され、その後、平成12年、平成17年と改定され、令和になっても令和2年、令和6年と改定されています。26年経過し、改定を繰り返しているのに【案】です。【案】は正式なものではありません。その非公式なマニュアル(案)で、公共事業が決められています。それでいいのでしょうか？【大問題】でしょ。

本件に関して、まさのあつこ氏が書いた【連載】川から考える日本 23 に関連の記事があります。詳細はホームページ、 <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/87889> 参照願います。

このような治水経済評価マニュアル(案)で算出された費用対効果でダムが作られていいのでしょうか。治水効果の無いダムを作るなら、堤防整備を徹底的に行った方がどれほど良いか、そう思いませんか。

次項で、スライドダウンがいかにおかしなものか説明をします。